中長期的なキャリア形成支援措置の対象とする教育訓練について(労働政策審議会職業能力開発分科会報告書(平成25年12月27日)概要)

非正規労働者を含めた労働者のキャリアアップ等を支援するための支援について、教育訓練給付の拡充により講ずることとし、 雇用保険部会と合わせ、職業能力開発分科会で検討(平成25年8月~。12月27日に分科会報告書とりまとめ)。

【雇用保険制度見直し予定内容】

- (1) 教育訓練給付(受講費用の2割を支給、給付上限10万円)を拡充し、専門的・実践的な教育訓練(原則2年。資格につながる場合等は最大3年)として厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合に、
 - ・ 給付を引上げ(受講費用の4割)
 - · 資格取得等の上で就職に結びついた場合には受講費用の2割を追加的に給付
 - ※講座費用80万までを支援対象とする(1年の給付上限48万円)
 - <対象者>2年以上の被保険者期間を有する者(2回目以降に受ける場合は10年以上の被保険者期間が必要)
- (2) 45歳未満の離職者が上記の教育訓練を受講する場合に、<u>暫定的(5年間)に</u>以下の措置を講じる。
 - · (1)の給付に加え、**受講支援のため、離職前賃金に基づき算出した額(基本手当の半額)を訓練中に給付**する措置

1 対象訓練の基本的な考え方

- 「雇用保険による給付」であることから、再就職の促進、失業の予防・雇用の安定に資する訓練であること
- 特に非正規雇用労働者については、質の高い安定した雇用に繋がり、能力を発揮し続けられる(すなわち<u>中長期的なキャ</u>リア形成に資する)ための訓練とすること

2 対象訓練の指定のあり方

- 基本的な考え方に基づき、次のような対象訓練を指定することとして指定基準を策定
 - 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
 - · その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練
- キャリア形成と対象訓練のあり方として想定されるケース
 - ・ 職業に不可欠・重要な資格を身につけ、専門的に就業するケース (例 看護師、介護福祉士、保育士、建築士等の業務独占、名称独占資格の取得を目指す訓練)
 - ・ 特に実践的な専門能力を、企業等と連携した教育訓練機関で体系的に身につけ、現場で生かすケース (例 情報、環境、観光、商業等の専門学校が企業等と連携して設計する実践的な課程等)
 - ・技術革新や社会の変化等に直面した企業の現場で活かせる実践的な技術開発力、企画力、問題解決力等を社会人向け教育訓練で身につけ、業務遂行に生かすケース(例 社会人向け大学(院)での実践的なプログラム)

3 受講に当たってのキャリア・コンサルティングの実施

- 対象訓練の選択に当たり、キャリアアップのために必要かつ有効な教育訓練はどのようなものかを相談するため、原則として、本人が受講前にキャリア・コンサルティングを受ける
- キャリア・コンサルティングを実施するキャリア・コンサルタントの養成・確保が不可欠であり、その質・量の確保のための取 組が今後極めて重要

4 事業主に対する支援措置

- 従業員が上記の対象訓練を行う場合に支援する事業主に対する助成(キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金) について、次のとおり拡充
 - ・ 比較的長期で費用が高額となる教育訓練が多いことから、一人当たりの支給限度額を引上げ
 - ・ キャリア形成促進助成金について、現行の中小企業のみ対象から大企業も対象に拡充